



幹本申
8号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れを行う！

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等については、安全、健康、働きがい確保されるように、労働時間の適切な管理を基本として、総労働時間の削減などを目指してきました。

この間、直接的な協定違反については発生していませんが、2021年2月に発生した地震による臨時ダイヤへの対応の中で、在宅予備者を呼び出しながら他の乗務員を充当したり、在宅休養時間が確保されない勤務が指示されるなど、課題の残る対応も見受けられました。また、乗務員訓練の設定回数がこれまでよりも減少し、仕事と生活のバランスが確保できるのか危惧する声が上がられています。さらに、工務職場において多客期の即応体制の構築に苦勞している現実もあげられています。

働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症によって、社会環境が大きく変化していく中で、安全を大前提に仕事と生活のバランスが保てる職場となるように、団体交渉にて議論していきます！

1. 2020年度の新幹線統括本部内における、系統ごとの時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。
2. 2020年度の盛岡新幹線運輸区における、車掌、運転士、事務職、管理職別の時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。
3. 2021年4月1日現在の盛岡新幹線運輸区における、現在員数及び休職者数について車掌、運転士別に明らかにすること。
4. 災害対応の臨時行路においても、在宅休養時間を確保すること。また、予備勤務者が乗務する場合については、特定の乗務員に集中しないようにすること。
5. 東京新幹線運輸区における乗務員訓練について、1日1回で8日間とした根拠を明らかにすること。また、訓練期間・回数設定にあたっては、勤務実態や生活設計などを踏まえ、職場の声を反映すること。
6. 新幹線統括本部の保線、電力、信号通信職場における多客期即応体制の考え方を明らかにすること。
7. 問題が発生した場合は、早期解決に向け真摯に労使議論を行うことを前提とし、2021年5月1日以降の協定有効期間については、2021年5月1日から2022年4月30日までの一年間とすること。